

議案第 23 号

三朝町行政手続条例の一部改正について

次のとおり三朝町行政手続条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 27 年 3 月 5 日

三朝町長 吉田 秀光

三朝町行政手続条例の一部を改正する条例

三朝町行政手続条例（平成 8 年三朝町条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次	目次

第1章～第3章 略

第4章 行政指導（第31条～第35条の2）

第4章の2 処分等の求め（第35条の3）

第5章及び第6章 略

附則

（目的等）

第1条 この条例は、行政手続法（平成5年法律第88号。以下「法」という。）第46条の規定に基づき、処分、行政指導及び届出に関する手続等に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が町民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、もって町民の権利利益の保護に資することを目的とする。

2 略

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 条例等 町の条例及び町の執行機関の規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に関する規程を含む。以下同じ。）並びに鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）及び鳥取県教育委員会の権限に

第1章～第3章 略

第4章 行政指導（第31条～第35条）

第5章及び第6章 略

附則

（目的等）

第1条 この条例は、行政手続法（平成5年法律第88号。以下「法」という。）第3条第2項において同法第2章から第5章までの規定が適用されないこととされた処分、行政指導及び届出に関する手続等に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が町民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、もって町民の権利利益の保護に資することを目的とする。

2 略

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 条例等 町の条例及び町の執行機関の規則（地方自治法第138条の4第2項に関する規程を含む。以下同じ。）並びに鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）及び鳥取県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例

属する事務の処理の特例に関する条例（平成 11 年鳥取県条例第 37 号）により町が処理することとされた事務について規定する鳥取県の条例及び同県の執行機関の規則をいう。

(2)～(5) 略

(6) 不利益処分 町長等が、条例等に基づき、特定の者を名宛人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

ア 略

イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名宛人としてされる処分

ウ 名宛人となるべき者の同意の下にすることとされている処分

エ 略

(7)及び(8) 略

(適用除外)

第 3 条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第 4 章の 2までの規定は、適用しない。

(1) 地方税の犯則事件に関する法令（他の法令において準用する場合を含む。）に基づいて徴税吏員（他の法令の規定に基づいてその職員の職務を行う者を含む。）がする処分及び行政指導

(2)～(4) 略

(5) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基

に関する条例（平成 11 年鳥取県条例第 37 号）により町が処理することとされた事務について規定する鳥取県の条例及び鳥取県の執行機関の規則をいう。

(2)～(5) 略

(6) 不利益処分 町長等が、条例等に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

ア 略

イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名あて人としてされる処分

ウ 名あて人となるべき者の同意の下にすることとされている処分

エ 略

(7)及び(8) 略

(適用除外)

第 3 条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第 4 章までの規定は、適用しない。

(1) 地方税の犯則事件に関する法令（他の法令において準用する場合を含む。）に基づいて徴税吏員（他の法令の規定に基づいてこれらの職員の職務を行う者を含む。）がする処分及び行政指導

(2)～(4) 略

(5) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基

づいてされる裁定その他の処分（その双方を名宛人とするものに限る。）及び行政指導

(6)～(8) 略

(国の機関等に対する処分等の適用除外)

第4条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の名宛人となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出（これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この条例の規定は、適用しない。

(審査基準)

第5条 略

2 町長等は、審査基準を定めるに当たっては、当該許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

3 町長等は、行政上特別の支障があるときを除き、条例等により当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない。

(標準処理期間)

第6条 町長等は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（条例等により当該町長等と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せ

づいてされる裁定その他の処分（その双方を名あて人とするものに限る。）及び行政指導

(6)～(8) 略

(国の機関等に対する処分等の適用除外)

第4条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の名あて人となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出（これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この条例の規定は、適用しない。

(審査基準)

第5条 略

2 町長等は、当該許認可等の性質に照らしてできる限り具体的な審査基準を定めるものとする。

3 町長等は、行政上特別の支障があるときを除き、条例等により当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にするものとする。

(標準処理期間)

第6条 町長等は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（条例等により当該町長等と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せ

て、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該町長等の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間。以下「標準処理期間」という。)を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

(申請に対する審査及び応答)

第7条 町長等は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない、かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の条例等に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者（以下「申請者」という。）に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。

(理由の提示)

第8条 町長等は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、条例等に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その

て、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該町長等の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間。以下「標準処理期間」という。)を定めるとともに、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にするものとする。

(申請に対する審査、応答)

第7条 町長等は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始するものとし、かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の条例等に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者（以下「申請者」という。）に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否するものとする。

(理由の提示)

第8条 町長等は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示すものとする。ただし、条例等に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その

他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。

- 2 前項本文に規定する処分を書面とするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない。

(情報の提供)

第9条 町長等は、申請者の求めに応じ、当該申請に係る審査の進行状況及び当該申請に対する処分の時期の見直しを示すよう努めなければならない。

- 2 町長等は、申請をしようとする者又は申請者の求めに応じ、申請書の記載及び添付書類に関する事項その他の申請に必要な情報の提供に努めなければならない。

### 3 略

(公聴会の開催等)

第10条 町長等は、申請に対する処分であって、申請者以外の者の利害を考慮すべきことが当該条例等において許認可等の要件とされているものを行う場合には、必要に応じ、公聴会の開催その他の適当な方法により当該申請者以外の者の意見を聴く機会を設けるよう努めなければならない。

(複数の行政庁が関与する処分)

第11条 町長等は、申請の処理をするに当たり、他の行政庁において同一の申請者からされた関連する申請が審査中であることをもって自らすべき許認可等をする

申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示すものとする。

- 2 前項本文に規定する処分を書面とするときは、同項の理由は、書面により示すものとする。

(情報の提供)

第9条 町長等は、申請者の求めに応じ、当該申請に係る審査の進行状況及び当該申請に対する処分の時期の見直しを示すものとする。

- 2 町長等は、申請をしようとする者又は申請者の求めに応じ、申請書の記載及び添付書類に関する事項その他の申請に必要な情報を提供するものとする。

### 3 略

(公聴会の開催等)

第10条 町長等は、申請に対する処分であって、申請者以外の者の利害を考慮すべきことが当該条例等において許認可等の要件とされているものを行う場合には、必要に応じ、公聴会の開催その他の適当な方法により当該申請者以外の者の意見を聴く機会を設けるものとする。

(複数の行政庁が関与する処分)

第11条 町長等は、申請の処理をするに当たり、他の行政庁において同一の申請者からされた関連する申請が審査中であることをもって自らすべき許認可等をする

かどうかについての審査又は判断を殊更に遅延させるようなことをしてはならない。

2 一の申請又は同一の申請者からされた相互に関連する複数の申請に対する処分について複数の行政庁が関与する場合には、町長等は、必要に応じ、他の行政庁と連絡をとり、当該申請者からの説明の聴取を共同して行う等により審査の促進に努めるものとする。

### 3 略

(処分の基準)

第12条 町長等は、不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準（以下「処分基準」という。）を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない。

2 町長等は、処分基準を定めるに当たっては、当該不利益処分の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第13条 町長等は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名宛人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞

かどうかについての審査又は判断を殊更に遅延させないものとする。

2 一の申請又は同一の申請者からされた相互に関連する複数の申請に対する処分について複数の行政庁が関与する場合には、町長等は、必要に応じ、他の行政庁と連絡をとり、当該申請者からの説明の聴取を共同して行う等により審査の促進を図るものとする。

### 3 略

(処分の基準)

第12条 町長等は、不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準（以下「処分基準」という。）を定め、かつ、これを公にするものとする。

2 町長等は、当該不利益処分の性質に照らしてできる限り具体的な処分基準を定めるものとする。

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第13条 町長等は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執るものとする。

(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞

ア 略

イ アに規定するもののほか、名宛人の資格又は地位を直接に剝奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ 名宛人が法人である場合におけるその役員の解任を命ずる不利益処分、名宛人の業務に従事する者の解任を命ずる不利益処分又は名宛人の会員である者の除名を命ずる不利益処分をしようとするとき。

エ 略

(2) 略

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

(1)～(4) 略

(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名宛人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして町長等が別に定める処分をしようとするとき。

(不利益処分の理由の提示)

第14条 町長等は、不利益処分をする場合には、その名宛人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 町長等は、前項ただし書の場合においては、当該名宛人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示

ア 略

イ アに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ 名あて人が法人である場合におけるその役員の解任を命ずる不利益処分、名あて人の業務に従事する者の解任を命ずる不利益処分又は名あて人の会員である者の除名を命ずる不利益処分をしようとするとき。

エ 略

(2) 略

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

(1)～(4) 略

(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名あて人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして町長等が別に定める処分をしようとするとき。

(不利益処分の理由の提示)

第14条 町長等は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示すものとする。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 町長等は、前項ただし書の場合においては、当該名あて人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由



さなければならぬ。

- 3 不利益処分を書面でするときは、前2項の理由は、書面により示さなければならぬ。

(聴聞の通知の方式)

第15条 町長等は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならぬ。

(1)～(4) 略

- 2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならぬ。

(1)又は(2) 略

- 3 町長等は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該町長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該町長等の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到着したものとみなす。

(聴聞の期日における審理の方式)

第20条 略

2～6 略

(続行期日の指定)

第22条 略

を示すものとする。

- 3 不利益処分を書面でするときは、前2項の理由は、書面により示すものとする。

(聴聞の通知の方式)

第15条 町長等は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。

(1)～(4) 略

- 2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示するものとする。

(1)又は(2) 略

- 3 町長等は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該町長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該町長等の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到着したものとみなす。

(聴聞の期日における審理の方法)

第20条 略

2～6 略

(続行期日の指定)

第22条 略

## 2 略

3 第 15 条第 3 項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第 3 項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から 2 週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から 2 週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する 2 回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。

### (聴聞の再開)

第 25 条 町長等は、聴聞の終結後に生じた事情に鑑み必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第 3 項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第 22 条第 2 項本文及び第 3 項の規定は、この場合について準用する。

### (聴聞を経てされる不利益処分の決定)

第 26 条 町長等は、不利益処分の決定をするときは、第 24 条第 1 項の調書内容及び同条第 3 項の報告書に記載された主宰者の意見を十分に参酌してこれをしななければならない。

(役員等の解任等を命ずる不利益処分をしようとする場合の聴聞等の特例)

第 27 条 第 13 条第 1 項第 1 号ウに該当する不利益処分に係る聴聞において第 15

## 2 略

3 第 15 条第 3 項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第 3 項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から 2 週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から 2 週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する 2 回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。

### (聴聞の再開)

第 25 条 町長等は、聴聞の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第 3 項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第 22 条第 2 項本文及び第 3 項の規定は、この場合について準用する。

### (聴聞を経てされる不利益処分の決定)

第 26 条 町長等は、不利益処分の決定をするときは、第 24 条第 1 項の調書内容及び同条第 3 項の報告書に記載された主宰者の意見を十分に参酌してこれをするものとする。

(役員等の解任等を命ずる不利益処分をしようとする場合の聴聞等の特例)

第 27 条 第 13 条第 1 項第 1 号ウに該当する不利益処分に係る聴聞において第 15

条第1項の通知があった場合におけるこの節の規定の適用については、名宛人である法人の役員、名宛人の業務に従事する者又は名宛人の会員である者（当該処分において解任し、又は除名すべきこととされている者に限る。）は、同項の通知を受けた者とみなす。

- 2 前項の不利益処分のうち名宛人である法人の役員又は名宛人の業務に従事する者（以下この項において「役員等」という。）の解任を命ずるものに係る聴聞が行われた場合においては、当該処分にその名宛人が従わないことを理由として条例等の規定によりされる当該役員等を解任する不利益処分については、第13条第1項の規定にかかわらず、町長等は、当該役員等について聴聞を行うことを要しない。

（弁明の機会の付与の通知の方式）

第29条 町長等は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（1）～（3） 略

（行政指導の方式）

第34条 略

- 2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、行政機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相

条第1項の通知があった場合におけるこの節の規定の適用については、名あて人である法人の役員、名あて人の業務に従事する者又は名あて人の会員である者（当該処分において解任し、又は除名すべきこととされている者に限る。）は、同項の通知を受けた者とみなす。

- 2 前項の不利益処分のうち名あて人である法人の役員又は名あて人の業務に従事する者（以下この項において「役員等」という。）の解任を命ずるものに係る聴聞が行われた場合においては、当該処分にその名あて人が従わないことを理由として条例等の規定によりされる当該役員等を解任する不利益処分については、第13条第1項の規定にかかわらず、町長等は、当該役員等について聴聞を行うことを要しない。

（弁明の機会の付与の通知の方式）

第29条 町長等は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。

（1）～（3） 略

（行政指導の方式）

第34条 略

手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

(1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項

(2) 前号の条項に規定する要件

(3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

3 略

4 略

(複数の者を対象とする行政指導)

第 35 条 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときは、行政機関は、あらかじめ、事案に応じ、これらの行政指導に共通してその内容となるべき事項を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表しなければならない。

(行政指導の中止等の求め)

第35条の2 法令に違反する行為の是正を求め行政指導（その根拠となる規定が法律、鳥取県の条例又は三朝町の条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法令に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした行政機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載

2 略

3 略

(複数の者を対象とする行政指導)

第 35 条 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときは、行政機関は、あらかじめ、事案に応じ、これらの行政指導に共通してその内容となるべき事項を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表するものとする。

した申出書を提出してしなければならない。

(1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

(2) 当該行政指導の内容

(3) 当該行政指導がその根拠とする法令の条項

(4) 前号の条項に規定する要件

(5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由

(6) 前各号に掲げるもののほか参考となる事項

3 当該行政機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法令に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

#### 第4章の2 処分等の求め

第35条の3 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分（その根拠となる規定が鳥取県の条例又は三朝町の条例に置かれているものに限る。）又は行政指導（その根拠となる規定が法律、鳥取県の条例又は三朝町の条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する町長等又は当該行政指導をする権限を有する行政機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

<p>2 <u>前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。</u></p> <p>(1) <u>申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所</u></p> <p>(2) <u>法令に違反する事実の内容</u></p> <p>(3) <u>当該処分又は行政指導の内容</u></p> <p>(4) <u>当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項</u></p> <p>(5) <u>当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由</u></p> <p>(6) <u>前各号に掲げるもののほか参考となる事項</u></p> <p>3 <u>町長等又は行政機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。</u></p>	
---	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(三朝町税条例の一部改正)

2 三朝町税条例（昭和 45 年三朝町条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(三朝町行政手続条例の適用除外)</p> <p>第 4 条 略</p> <p>2 三朝町行政手続条例第 3 条、第 4 条又は第 34 条第 4 項に定めるもののほか、町</p>	<p>(三朝町行政手続条例の適用除外)</p> <p>第 4 条 略</p> <p>2 三朝町行政手続条例第 3 条、第 4 条又は第 34 条第 3 項に定めるもののほか、町</p>

<p>の徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。）については、<u>同条例第34条第3項</u>及び第35条の規定は、適用しない。</p>	<p>の徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。）については、<u>同条例第34条第2項</u>及び第35条の規定は、適用しない。</p>
--	--

（三朝町国民健康保険税条例の一部改正）

3 三朝町国民健康保険税条例（昭和45年三朝町条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（三朝町行政手続条例の適用除外）</p> <p>第27条 略</p> <p>2 三朝町行政手続条例第3条、第4条又は<u>第34条第4項</u>に定めるもののほか、町の徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。）については、<u>同条例第34条第3項</u>及び第35条の規定は、適用しない。</p>	<p>（三朝町行政手続条例の適用除外）</p> <p>第27条 略</p> <p>2 三朝町行政手続条例第3条、第4条又は<u>第34条第3項</u>に定めるもののほか、町の徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。）については、<u>同条例第34条第2項</u>及び第35条の規定は、適用しない。</p>